

国立大学法人高知大学と高知市との連携に関する協定書

国立大学法人高知大学（以下「高知大学」という。）と高知市は、それぞれが構築してきた知識及び経験を相互に提供することにより、常に総合性をもって、住民福祉の向上及び地域の発展並びに教育・研究の振興に寄与し、新しい地域社会の創造に貢献することを目的として、高知大学と高知市の総合的かつ包括的な連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

第1条

高知大学と高知市は、この協定の目的を達成するため、知識の集積に努め、地域社会の知を高める取組を積極的に推進する。

第2条

高知大学と高知市は、この協定の目的を達成するため、それぞれの組織内に、コーディネーターを配置するものとする。

第3条

高知大学と高知市は、この協定の目的を達成するため、必要に応じて、相互に職員の交流等を行うものとする。

第4条

高知大学と高知市は、この協定の目的を達成するため、必要に応じて、組織を設置するものとする。なお、組織の設置に関しては、その都度協議するものとする。

第5条

高知市は、この協定の目的を達成するため、必要に応じて、高知大学に業務の委託等を行うものとする。

第6条

高知大学と高知市は、いずれか一方の要請があったときは、この協定の実施について協議するものとする。

第7条

高知大学と高知市は、信義誠実をもってこの協定を履行するものとする。

第8条

この協定に関する庶務は、高知大学国際・地域連携センター及び高知市企画財政部企画調整課において処理する。

第9条

- 1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。
- 2 平成14年6月19日付けで締結した高知市と高知大学との連携協議会の設置に関する協定及び高知市・高知大学連携協議会設置規約は、この協定の締結の日に終了するものとする。

平成18年3月28日

高知市
代表者 高知市長

国立大学法人高知大学
代表者 高知大学長